

一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業に係る環境影響評価方法書に対する佐久穂町長意見

意見内容

[p002]

6-2 対象事業実施区域及び調査範囲

- 佐久穂町地下水保全条例では行為地より 300m以上離れた場所である事を定めているため、調査地域を対象事業実施区域から 200m程度を 300mに変更すること。
（佐久穂町地下水保全条例（H24/9/25 条例 18 号）地下水採取について必要な規制をおこなう。町内全域を保全地域とする（第7条）20m以上の井戸、河川等の水源地附近から 300m以上離れていること。（第9条））

[p009]

ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台

- 「地表面に木くずチップ（敷均し厚 90mm）を敷き詰める」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水によりチップの流出が予想される。流出による低地への堆積や調整池への流入が懸念される。チップの締固め等が必要でないか。
- 「ソーラーパネル架台の杭は、1,000mm の貫入深さを基準として」とあるが、地盤が一律だとは考えられない。突風によりパネルの巻き上げ飛び散りが懸念される。地盤（地質）の状況により架台固定方法の検討が必要である。
- 架台の劣化や金属腐食からの影響が懸念される。架台（杭）の材質は何を考えているか明確にする必要がある。
- パネル設置面に帯工設置（チップ流出防止、ガリ防止、滑動防止、床止め（板柵、ネット柵等））の検討が必要である。
- パネル設置面に承水路、排水路の設置が必要である。

[p010]

イ パワーコンディショナー

- パワーコンディショナーはパネルより高さがある機器となる。また設置台数も 60 台と多いことから色や設置場所については景観に考慮したものとされたい。低周波音がなるべく少ない機器の選定を行うこと。

ウ 送変電設備

- 昇圧変圧器や送変電設備についてもパワーコンディショナーと同様の考慮をすること。

[p011]

③ 緑化計画

- 「造成によって発生する盛土法面については、緑化を行う計画である。」とあるが、種子吹付では在来種の種子を、芝張りでは寒冷地用張芝を、植栽では在来木を選定し環境への考慮と法面の保護を図ること。

④ 防災計画

- 「工事中は事業区域外への土砂流出を防ぐ為の、仮設沈砂池を設け防止に努める。」とあるが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。
- 「供用時には、調整池で沈砂機能を持たせる計画である。」とあるが、定期的な沈砂除去をしなければ調整池としての機能が損なわれてしまう。施設稼働計画（施設管理維持計画を含む）を提示する必要がある。

- 調整池（沈砂池）の位置決定根拠を提示すること。
- 工事完了後の調整池の沈砂機能、沈砂量についての提示をすること。
- 調整池の洪水調整時間の提示と、堆積土の排土処理方法の提示をすること。
- 抜井川には漁業権があるため、事前に漁協との協議が必要である。

① 工事計画概要

- 「工事関係車両の通行ルートは図 1-6-6、表 1-6-4 に示す。」とあるが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、大日向地区の工事関係車両の通行ルートも提示すべきではないか。

[p014]

表 1-6-5 工事工程表

- 海瀬発電所事業の工事工程表を提示するのみでなく、同時期の工事があるとすれば、大日向地区の工事工程表も提示すべきでないか。

[p015]

ア 防災工事

- 「法面排水処理として法面排水工、縦排水工、小段排水工の設置、必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する。」とあるが、法面排水処理は切土、盛土のすべてに実施し法面の崩落防止や土砂の流出防止を図り、存在・供用による影響を最小限に行うこと。「必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する。」とあるが、基準を提示すること。
- 盛法部に板柵等の崩落防止工設置が必要である。
- 盛法部最大高は、近傍類似地区造成箇所を参考とし、小段（犬走り）には必要に応じて水路、承水路を設置する。
- 「洪水調整のため、事業区域内に計 8 か所の調整池を設置する計画である。」とあるが、設置場所の地盤調査はどのように行うのか。（ボーリング調査の深度は。）
- 「また、盛土の法尻には法面の安定を確保するため、擁壁を設置する。」とあるが、土圧を考え擁壁の高さや材質(場所によっては天然石積)を検討し景観への考慮をすること。盛土法面のすべてに法尻擁壁を設置するのか。（設置基準を提示すること）
- 「造成工事に先立ち、工事中の事業区域外への土砂流出を防止する目的で仮設沈砂池を設置する。」とあるが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。

イ 伐採工事

- 「樹木を段階的に伐採・除根し」とあるが、除根により地盤がゆるむため、地盤沈下や崩壊が生じないように、そのつど建設機械を用いた締固めを行う必要がある。
- 「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り 10 cm 以下とする。」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水によりチップの流出が予想される。流出による低地への体積や調整池への流入が懸念される。チップの締固め等が必要でないか。
- 「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り 10 cm 以下とする。」とあるが、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則 2-1 c 第 6 条」であるとすれば条例の出典を提示すること。
- 「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り 10 cm 以下とする。」とあるが、長野県林業総合センター研究報告第 21 号（2006）によると、造林地でチップの植生抑制効果は 10 cm 厚では 1 年で無散布と同程度の植被率となり、抑制効果が無くなった。とあるが、10 cm 厚の根拠を提示すること。
- 木くずチップの「不足する場合は優先場所を特定し敷均しする」とあるが、木くずチップを敷均さない設置面もあるということか。

[p016]

ウ 造成工事

- 「盛土工はダンプで運搬した土砂をブルドーザーによる敷均し、締固めを行う。」となっているが、土地の安定性を考慮し締固めはローラーに準ずる建設機械を用いた締固めとする。
- 調整池の上部はほとんどが盛土工となっている。(p 008 図 1-6-4 切盛計画から) 土砂の流れ込みを軽減する考慮が必要である。
- 事業区域の地質は八千穂層(文献:佐久町史-自然編)となっている。八千穂層は各累層により形成されている。一律的な土処理でなく累層に合わせた土処理が必要となる。
- 切土量、盛土量とも 800,000 m³と莫大な土量となり、地形が大幅に改変してしまう。保水能力低下からの災害等が懸念される。切土量、盛土量の縮小を検討すること。
- 造成面の安定を保つためにも、盛土は工事区域外も含めて良質土を使用する。又、区域外の採土候補地も検討すること。

エ 法面工事

- 「法面工事は、切土法面は 1:1.2～・・・法面整形を行い、種子吹付工、種子散布工等ではできるだけ在来種を用い、早期の緑化に努めるとともに法面保護を行う。」とあるが、安定勾配と緑化による法面保護に併せ、15 ページ「ア 防災工事 法面排水処理として法面排水工、縦排水工、小段排水工の設置、必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する」により土地の安定性を考慮されたい。

① 大気質

- 「●工事車両の走行にあたっては、・・・車両の適切な運行管理により、工事車両の集中化を避ける。」となっているが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、集中化を避ける考慮が必要である。
- 膨大な面積の造成工事のため砂埃が大気中に拡散される懸念がある。造成工事中の散水等による管理が必要である。
- 工事車両等が、事業区域から町道等へ乗り入れる際、車両車輪に付着した土砂を町道に付着させ、乾燥により砂埃が大気中に拡散される懸念がある。影響について考慮が必要である。
[p017]

② 騒音・振動・低周波音等

- 「●工事車両の走行にあたっては、・・・車両の適切な運行管理により、工事車両の集中化を避ける。」となっているが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、集中化を避ける考慮が必要である。
- パワーコンディショナーや送変電設備についても、騒音・振動・低周波音等について考慮すべきである。
- 樹木伐採で用いるチェーンソー等の騒音についても考慮すべきである。
- 「伐採樹木は、粉碎チップ化の処理をする」となっているが、粉碎機の騒音を考慮すべきである。
- 架台は杭により固定予定だが、杭打ちによる騒音を考慮すべきである。
- 事業区域に海瀬総合グラウンドが隣接しているので、騒音・振動・低周波音等についての考慮が必要である。

③ 水質

- 「●造成工事の施行にあたっては、・・・場外への土砂や濁流の流出防止に努める。」となっているが、事業区域の下流には水田がある。事業者は排水を抜井川まで既存の農業用水路により排水を考えている。濁流等による水田への影響を考慮すべきである。
- 「●仮設沈砂池等からの排水を定期的に監視し、・・・場外への土砂や濁流の流出を防止する。」となっているが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。
- 事業区域の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に関係する施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。森林の伐採や造成により影響が懸念される。

○架台は杭により直接土中に埋設する計画になっている。地面との接触箇所が金属腐食により、メッキ成分の亜鉛や鋼鉄の鉄が雨水による流れ出しや地中への浸透により水質を汚染する危険がある。

④ 動植物

○「●残地森林の確保に加え、造成森林を設けることにより、・・・生息環境の保全に努める。」とあるが、造成森林については、在来木の植栽での考慮を行うこと。

○敷きならした木くずチップの腐敗物が低地に堆積し、雨水等により、その腐敗汚水による動植物への影響が懸念される。

○パネルからの輻射熱により、周辺部の温度上昇がある。温度上昇による動植物の影響を考慮する必要がある。

○約 2 km 上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。海瀬発電所事業区域と大日向地区に挟まれる区域についても、特に動物への影響が懸念される。

⑤ 廃棄物

○「「木くずチップの使用に関する基準」を遵守する。」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水により、流出による低地への堆積や調整池への流入が懸念される。チップの締固め等が必要でないか。

⑥ 景観

○「●残置森林を確保するとともに、森林伐採は必要最小限に留め、・・・周辺からの影響に配慮する。」とあるが、事業区域の外周部については、パネルを目立たせないためにも、景観に配慮するためにも、造成森林でなく既存の森林を残すべきである。

○残置森林の確保にあたっては、適宜に森林整備を行い、残置森林の適正な保全に考慮すること。

○ある一定以上の法面については、造成森林や種子の吹付により景観への考慮をする必要がある。

○パワーコンディショナーや特に送変電設備はパネルより高さがあり、景観への影響が懸念される。色や設置場所については景観に考慮したものとされたい。

⑦ その他

○「●供用後設備のメンテナンスとして除草作業が必要となるが、除草剤を使用せず、手作業での除草を行い、」とあるが、農薬・除草剤等を使用しないことが確認できる施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示する必要がある。

○「●供用後は、外周部にフェンス及び立ち入り禁止看板を設置し、防犯及び安全管理に努める。」とあるが、フェンスの設置によりシカの動線の変更があり、農地への影響が懸念される。

○フェンスや立ち入り禁止看板の色も景観に考慮したものとすること。

○立ち入り禁止看板だけでなく、設置事業者への連絡手段を事業地に提示すること。

○事業実施区域の現況CO₂吸収量を提示すること。

[p018]

6-6 その他

1. 一条メガソーラー長野佐久穂大日向第1・第2太陽光発電所(仮称)事業計画

○わずか 2 km 上部での建設であり、海瀬発電所事業の約 4 倍となる計画面積であれば、海瀬発電所事業と一体的な環境影響評価が必要である。

2. 発電開始後 20 年以降の計画

○売電期間は 20 年間と決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。事業を撤退する場合の具体的な計画(パネルや架台の処理方法や跡地の利用計画等)を示さなければ、本当の環境影響評価にはならず、売電期間だけの一時的なものになってしまうのではないか。

[p030~034]

2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

○佐久穂町 児童館・学童クラブ・子どもセンターの記載がない。搬入ルートに隣接することから考慮が必要である。

○佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」の記載がない。搬入ルートの脇になることから特に考慮が必要である。

○海瀬社会体育館、しらかば社会体育館、海瀬総合グラウンドの記載がない。海瀬総合グラウンド利用者ルートは搬入ルートと重複するため考慮が必要である。

○花岡遺跡公園の記載がない。

表 2-2-14 対象実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館

○対象実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館 中の「ほほえみ」は地域活動支援センターでなくグループホームである。

[p035]

表 2-2-17 水源状況

○事業区域の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に関する施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。森林の伐採や造成により影響が懸念される。

[p057]

表 2-2-43 関係法令による指定規制の状況

○地域森林計画対象森林の民有林で対象事業実施区域が×になっているが○である。

[p062]

ア 佐久穂町環境保全条例

○「佐久穂町は、・・・、自然環境並びに生活環境の保全のために守るべき事項等を定めている。」の後に、「基本理念にのっとり、開発行為に関して町と事業者間で開発協定を結び合意形成を図り、自然環境及び生活環境が良好に維持されることを目的としている。」を加えること。

[p072]

1. 河川

○台風の度に氾濫した抜井川の治水を目的としたダム、古谷ダムと余地ダムの、存在を記載すべきである。

[p074]

5. 災害履歴等

○平成 11 年 8 月 13 日～16 日発生 of 豪雨災害についての記載をすべきである。佐久穂町東部地区で被害が多発し、抜井川が氾濫した。今回の事業区域下流に位置し、抜井川が湾曲する箇所にある一の淵橋では欄干まで水位が上昇した。被害が拡大したことから 8 月 15 日に毎年開催される町主催の成人式も中止となった。用水路に転落し死者 1 名も発生した。

[p096]

表 2-3-22(2) 調査範囲内で記録されている注目すべき種 (植物) (2/2)

○事業区域南側でシュンランが確認されたことがあるが、注目すべき種にいれるべきでないか。

[p100]

② 主要な眺望景観

表 2-3-25 主要な眺望地点の状況

○地点番号 3 の花岡遺跡公園は眺望の可否で×となっているが、花岡遺跡公園の山頂はかつて“のろし台”があったことから、物見櫓を建築し周辺が見渡せるようになっている。そこからは事業区域は眺望できないのか。眺望できるのであれば、調査地点とすること。

[p104]

3-7 触れ合い活動の場の状況

表 2-3-27 主な触れ合い活動の場

○主な触れ合い活動の場に月見公園も加えるべきでないか。

[p115]

表 3-1-1 環境影響評価の項目の選定

- 影響要因の区分で、工事による影響に樹木をチップ化するための「粉碎機」を加えるべきである。また架台杭の「杭打ち作業」も加えるべきである。
- 造成工事による地表の変化や、樹木の伐採、架台杭の埋設により、地下に浸透する水質の変化が考えられる。環境要素で水質の地下水質も調査項目に加えるべきである。
- 売電期間は 20 年間で決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。影響要因の区分に「供用終了後の影響」を加えるべきである。事業を撤退する場合の具体的な計画(パネルや架台の処理方法や跡地の利用計画等)を示さなければ、本当の環境影響評価にはならず、売電期間だけの一時的なものになってしまうのではないか。
- 架台は杭により直接土中に埋設するため、金属腐食により腐食物が雨水による土壌への影響が考えられる。環境要素での土壌汚染で、環境要因での存在・供用による影響で工作物の存在での調査が必要である。
- 特に夏季において、パネル自体の輻射熱による気温の上昇からの気象変化が危惧される。環境要素で、その他の環境要素に「気象変化」を評価項目に加え調査が必要である。
- 事業区域での現状の気象関係データ(気温、風向、風速、湿度、雨量、日射量、日照時間)を調査し、事業実施後との比較を継続して行うこと。
- 「本事業では、維持管理等に農薬・除草剤等を使用しない計画であるため、」とあるが、使用しないことが確認できる施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示する必要がある。

[p121]

- 表 3-2-12 で「太陽光パネル等の交換・破棄では水質への影響はないと考えられる」とあるが、台風等により破損し有害物質が土中に浸透する場合も考慮し、本地域には水道水源(井戸、湧水等)があることから重点化項目とし地下水、湧水等の水質調査も追加すること。

[p122]

2-7 水象

- 約 2 km 上流の大日向地区でも同社による約 200ha にも及ぶメガソーラー計画がある。今回の海瀬発電所事業のみでなく、大日向地区事業も含めての、環境要素で水象の河川及び湖沼は標準項目でなく重点化項目とすべきで、詳細な調査、予測、評価を行う必要がある。
- 事業区域の下方の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に係る施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。環境要素で水象の地下水は簡略化項目でなく標準項目とすべきである。
- 事業区域からのすべての水は既存の水路により抜井川まで排水される。既存の水路は農業用水路として利用されている。現在周辺には五つの水利組合(海瀬開田・真木開田・花岡開田・穂積海瀬開田・中原開田・清水上開田)があり水路を管理している。環境要素で水象の利水及び水面利用等で標準項目に加えるべきである。

[p125]

2-10 地形・地質

- 事業区域の地質は八千穂層(文献:佐久町史-自然編)となっている。八千穂層は各累層により形成されている。一律的な土処理でなく累層に合わせた土処理が必要となる。また事業区域の東側に隣接する箇所は、同じ八千穂層で土砂災害警戒区域に指定されている。環境要素で地形・地質の土地の安定性は標準項目でなく重点化項目とすべきである。

[p126]

2-11 植物

- 土地の造成により表土の状況が大きく変化する。既存植物でも生育できなくなるものや、新しい表土で新たに生育する植物がある事から、環境要素で植物の土壌は簡易化項目でなく標準項目とすべきである。

[p130]

2-14 景観

○事業区域は周辺を取り巻くように農地があり、農地に接する里山としての景観を形成している。造成やパネルの設置により佐久穂町らしい景観は大きく変貌してしまう。環境要素で景観について存在・供用による影響は標準項目となっているが、重点化項目とすべきである。

[p131]

2-15 触れ合い活動の場

○事業区域に、多くの人々が利用する海瀬総合グラウンドが隣接している。町内外のスポーツ活動が数多く行われている。環境要素で触れ合い活動の場は簡略化項目でなく標準項目とすべきである。

[p135]

2-19 その他の環境要素

○パネル設置が約30haという広大な面積となる。環境要素でその他の環境要素で光害を標準項目でなく重点化項目とすべきである。
○年間を通じ(特に春分・夏至・秋分・冬至)での、日の出から日没までのパネルからの反射を予測し、周辺の人家や農業用ハウス、グラウンド等への影響を予測すること。

[p136]

表 3-3-3 大気質に係る現地調査地点の選定理由

○調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり、降下ばいじん等を測定するのに適していない。第1号調整池予定地が適当と考える。137ページの図3-3-1大気質調査地点では第1号調整池予定地になっている。
○調査地点は事業区域の北側のみを選定している。事業区域は尾根が東西に連なっている。そのことから事業区域の南側でも調査すべきである。
○事業区域の周辺は通常の交通量が少ない地域である事を考慮した評価が必要である。

[p138]

表 3-3-4 大気質に係る予測手法(工事による影響)

○予測対象時期等が「降下ばいじん量の影響が最大となる造成工事の最盛期」「工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期」とあるが、どのような時期か曖昧である。工事施工計画や気象に基づき時期を示すこと。
○上記と同様に、予測対象時期等が「最大となる時期」という表現が、環境要素(騒音・振動・低周波音・水質・水象・地形地質・植物・動物・生態系・景観・触れ合いの場)ごとに複数で記載されているが、工事施工計画や施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示しなければ時期が曖昧になり的確な予測ができないのではないかと。

[p139]

表 3-3-7 騒音に係る現地調査地点の設定理由

○調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり騒音レベルを測定するのに適していない。影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドでの測定が適当と考える。
○事業区域の周辺は通常の騒音が環境基準を大きく下回っている地域である事を考慮した評価が必要である。

[p142]

表 3-3-12 振動に係る現地調査地点の設定理由

○調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり振動レベルを測定するのに適していない。影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドでの測定が適当と考える。
○事業区域の周辺は通常の振動が環境基準を大きく下回っている地域である事を考慮した評価が必要である。

[p144]

表 3-3-17 低周波音に係る現地調査地点の設定理由

○調査地点に影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドも加えるべきである。

[p150]

3-6 水象

○現在と事業実施後の比較をするため、農林水産省土地改良事業方式にて、現況・計画用排水系統及び模式図の作成をすること（・・・例：地目又は、土地利用別に流出率を設定して・・・）。

○事業実施による、関係河川及び、水路の流量測定を実施すること。

○事業区域周辺の地下水（井戸（浅井戸、深井戸）、湧水井、池の調査・確認、工事前に能力確認（井戸揚水試験の実施・・・既存井戸実施時期）が必要となる。

（佐久穂町環境保全条例・・・第19条、第16条第2項の規定により開発行為の許可を受けた者であっても、その開発行為によって附近の湧水及び深井戸等の水位の減少若しくは、低下又は・・・これらの水質の汚濁が認められる場合は直ちに開発行為を中断し、原因を究明するとともに、その原因が開発行為に・・・最悪の場合は中止・・・）

[p151]

表 3-3-5 水象調査地域

○事業区域からのすべての水は抜井川まで排水される。抜井川は上流にダムがあるために護岸工事が実施してない箇所がある。事業区域から排水される抜井川から千曲川までの間を調査地域とすべきである。特に護岸工事の行われていない箇所での調査が必要となる。

○僅か約2km上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。約200haにも及ぶ広大な面積であり、そのほとんどが山林である。山林の伐採による保水力の低下が危惧される。大日向地区は地元でも「石山」と言われているように、表土が少ない(保水力のない)地表(地質)となっている。

大日向地区の排水もすべて抜井川に流れ込むことから、抜井川の水位の上昇が明らかに考えられる。海瀬発電所事業のみでなく、大日向地区事業も含めての調査を実施すると共に、頻度・時期等が年4回(豊水期2回、渇水期2回)となっているが、台風などの豪雨時も必ず調査をすべきである。

○事業区域からのすべての水は既存の水路により抜井川まで排水される。既存の水路は農業用水路として利用されている。現在周辺には五つの水利組合(海瀬開田・真木開田・花岡開田・穂積海瀬開田・中原開田・清水上開田)があり水路を管理している。調整池から抜井川までの排水の経路(図1-6-3排水計画)についてはすべて調査が必要である。

[p156]

表 3-3-33 現地調査内容(地形・地質)

○ボーリング調査は強固な岩盤が確認されるまでの調査を行うこと。

[p157]

図 3-3-7 地形・地質調査地域

○事業区域の東側に隣接する箇所には、事業区域内と同じ地層の八千穂層で土砂災害警戒区域に指定されている。接する事業区域でのボーリングの箇所は1箇所しか計画されていない。複数個所のボーリングが必要である。

[p163]

図 3-3-9 動物調査地域

○約2km上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。海瀬地区と大日向地区に挟まれる館・旭区域についても、調査をする必要がある。

[p165]

3-11 生態系

○「生態系項目では、原則として生態系独自の現地調査等は想定せず、・・・」となっているが、現在ニホンジカによる農作物等への被害が事業区域周辺で多発している。太陽光パネル設置

外周をフェンス設置することによりニホンジカ動線の変化が予測される。また大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。そのため事業区域周辺でのニホンジカの生育状況等を適切に調査し、生態系及び近隣区域への影響を解析する必要がある。

[p166]

表 3-3-49 景観に係る現地調査地点の設定理由

○調査地点に、物見櫓を建築し周辺が見渡せるようになっている花岡遺跡公園と、町内外のスポーツ活動が数多く行われている海瀬総合グラウンドを加える。

[p172]

3-14 廃棄物等

○売電期間は20年間と決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。影響要因の区分に「供用終了後の影響」を加える。

[頁外]

○以前に事業者により実施された説明会は具体的な計画が示されていなかった。方法書の決定後、前回と同様に、区長・水利組合・地域住民を対象とした説明会の開催を実施すること。

○施設管理にあたっては、年間を通じ常駐の管理者を置き、発電送電の安全管理や降雨時の見回り等、常に施設の保全を図ること。